

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

### 佐賀県人事委員会規則第29号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>第8条</b> 県職員給与条例第10条第2項第1号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（県職員給与条例第10条第6項及び学校職員給与条例第11条の3第6項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>（<u>通勤の実情に変更を生ずる職員</u>）</p> <p><b>第9条の2</b> 県職員給与条例第10条第3項及び学校職員給与条例第11条の3第3項の人事委員会規則で定める職員は、<u>通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情</u></p>	<p><b>第8条</b> 県職員給与条例第10条第2項第1号及び学校職員給与条例第11条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（県職員給与条例第10条第5項及び学校職員給与条例第11条の3第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>（<u>通勤が困難である職員</u>）</p> <p><b>第9条の2</b> 県職員給与条例第10条第3項及び学校職員給与条例第11条の3第3項の人事委員会規則で定める職員は、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。</p> <p><u>(異動等の直前の住居に相当する住居)</u></p> <p><b>第9条の3</b> 県職員給与条例第10条第3項及び学校職員給与条例第11条の3第3項の人事委員会規則で定める住居は、<u>公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。</u></p> <p>(特別急行列車等の利用の基準)</p> <p><b>第9条の4</b> 県職員給与条例第10条第3項及び第4項並びに学校職員給与条例第11条の3第3項及び第4項の人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善及びその他の事情を考慮して人事委員会が認めるものであることとする。</p> <p>(特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p><b>第9条の5</b> 略</p> <p><u>(人事委員会規則で定める法人)</u></p> <p><b>第9条の6</b> 県職員給与条例第10条第4項及び学校職員給与条例第11条の3第4項の<u>その業務が県の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものは、単身赴任手当に関する規則(平成2年佐賀県人事委員会規則第2号)第5条各号に掲げる法人とする。</u></p> <p><u>(給料表適用の直前の住居に相当する住居)</u></p> <p><b>第9条の7</b> 県職員給与条例第10条第4項及び学校職員給与条例第11条の3第4項の人事委員会規則で定める住居は、給料表の適用</p>	<p>(特別急行列車等の利用の基準)</p> <p><b>第9条の3</b> 県職員給与条例第10条第3項及び学校職員給与条例第11条の3第3項の人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善及びその他の事情を考慮して人事委員会が認めるものであることとする。</p> <p>(特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p><b>第9条の4</b> 略</p>

改正前	改正後
<p>を受ける職員となった日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。</p> <p><u>（権衡職員等の範囲）</u></p> <p><b>第9条の8</b> 県職員給与条例第10条第4項及び学校職員給与条例第11条の3第4項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。</p> <p><b>第9条の9</b> 県職員給与条例第10条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び学校職員給与条例第11条の3第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、県職員給与条例第10条第1項第1号若しくは第3号又は学校職員給与条例第11条の3第1項若しくは第3号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住</p>	

改正前	改正後
<p><u>居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第9条の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)</u></p> <p><u>ア 地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用(地公法第28条の2第2項の規定により退職した日(地公法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。</u></p> <p><u>イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年佐賀県条例第3号)第2条第1項又は公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成13年佐賀県条例第46号)第2条第1項の規定による職員の派遣(以下第10条の2第1項第3号及び第10条の3第2項第2号において「職員派遣」という。)から職務に復帰したこと。</u></p> <p><u>ウ 職員の分限に関する条例(昭和27年佐賀県条例第18号)第2条第1号の規定による休職から復職したこと。</u></p> <p><u>(2) 配偶者(配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)の住居に転居したこと</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>に伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第9条の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの</u></p> <p>(3) <u>その他県職員給与条例第10条第3項又は学校職員給与条例第11条の3第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員</u> (支給日等)</p> <p><b>第9条の10</b> 略 (返納の事由及び額等)</p> <p><b>第10条の2</b> 県職員給与条例第10条第5項及び学校職員給与条例第11条の3第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において地公法第28条第2項若しくは職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）第2条の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、<u>職員派遣</u>をされ、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は地公法第29条第1項の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に</p>	<p>(支給日等)</p> <p><b>第9条の5</b> 略 (返納の事由及び額等)</p> <p><b>第10条の2</b> 県職員給与条例第10条第4項及び学校職員給与条例第11条の3第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において地公法第28条第2項若しくは職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）第2条の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、<u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号）第2条第1項又は公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第2条第1項の規定による職員の派遣（次条第2項第2号において「職員派遣」という。）</u>をされ、教育公務員特例法（昭和24年</p>

改正前	改正後
<p>復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第10条の4第2項において「派遣等となった場合」という。）</p> <p>(4) 略</p> <p>2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る<u>県職員給与条例第10条第5項及び学校職員給与条例第11条の3第5項</u>の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>第9条の10第1項第1号又は第2号</u>に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0）</p> <p>3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る<u>県職員給与条例第10条第5項及び学校職員給与条例第11条の3第5項</u>の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>法律第1号)第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は地公法第29条第1項の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第10条の4第2項において「派遣等となった場合」という。）</p> <p>(4) 略</p> <p>2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る<u>県職員給与条例第10条第4項及び学校職員給与条例第11条の3第4項</u>の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>第9条の5第1項第1号又は第2号</u>に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0）</p> <p>3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る<u>県職員給与条例第10条第4項及び学校職員給与条例第11条の3第4項</u>の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 略</p> <p>(2) 1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額等が 2 万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>第 9 条の 10 第 1 項第 3 号</u>に掲げる通勤手当を支給されている場合 2 万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての特別急行列車等についての払戻金 2 分の 1 相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0）</p> <p>4 <u>県職員給与条例第 10 条第 5 項</u>及び<u>学校職員給与条例第 11 条の 3 第 5 項</u>の規定により職員に前 2 項に定める額を返納させる場合においては、人事委員会が別に定める場合を除き、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。</p> <p>（支給単位期間）</p> <p><b>第 10 条の 3</b> 県職員給与条例<u>第 10 条第 6 項</u>及び学校職員給与条例<u>第 11 条の 3 第 6 項</u>に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額等が 2 万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>第 9 条の 5 第 1 項第 3 号</u>に掲げる通勤手当を支給されている場合 2 万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての特別急行列車等についての払戻金 2 分の 1 相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0）</p> <p>4 <u>県職員給与条例第 10 条第 4 項</u>及び<u>学校職員給与条例第 11 条の 3 第 4 項</u>の規定により職員に前 2 項に定める額を返納させる場合においては、人事委員会が別に定める場合を除き、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。</p> <p>（支給単位期間）</p> <p><b>第 10 条の 3</b> 県職員給与条例<u>第 10 条第 5 項</u>及び学校職員給与条例<u>第 11 条の 3 第 5 項</u>に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。